国土利用計画法に係る土地売買等届出

〇一定面積以上の大規模な土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。
（令和８年４月１日から届出書の様式が変わりました。）

取引の形態

〇売買　〇交換　〇営業譲渡　〇譲渡担保　〇代物弁済　〇共有持分の譲渡
〇地上権・賃借権の設定・譲渡　〇予約完結権・買戻権等の譲渡

取引の規模（面積用件）

〇市街化区域　　2,000 ㎡以上　　※市街化区域 5,000 ㎡以上は、取引前に公拡法届出が必要
〇市街化調整区域　　5,000 ㎡以上

届出の手続

〇届 出 者　　土地の権利取得者
〇届出期限　　契約締結日から 2 週間以内（契約締結日を含む）
〇提出書類　　2 部

添付順序	図書等の名称	縮尺等	明示すべき事項等
1	土地売買等届出書	所定書式	
2	契約書の写し又はこれに代わるその他の書類		代物弁済等で売買契約書がない場合、これに代わる覚書等の土地（工作物）の対価及び土地（工作物）の所在が確認できる書類
3	位置図	1/50,000 程度	土地の位置を明らかにした地形図（届出地を赤色で記入）
4	住宅地図	1/2,500 程度	土地及びその付近の状況を明らかにした図面（届出地を赤色で囲む）
5	公図写		土地の形状を明らかにした図面（届出地を赤色で囲む）
6	委任状		届出を委任する場合（押印）

担　当：沼津市　都市計画部　開発指導課
電　話：０５５－９３４－４７６１（直通）